



2023年5月11日

各 位

会 社 名 サンケン電気株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 広
コード番号 6707 (東証 プライム市場)
問 合 せ 先 I R 部 長 岩田 卓也
T E L (048)472-1111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月23日開催予定の当社第106回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)当社は、本年3月27日付「監査等委員会設置会社への移行決定に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、本年6月23日開催予定の当社第106回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。監査等委員会設置会社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確に応えうる体制構築が可能であります。また、取締役会の業務執行の決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化が可能となります。これらを踏まえ、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに取締役への業務執行の決定権限委任に関する規定の新設等の変更を行うものであります。
- (2)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月23日 (金) (予定)
定款変更の効力発生日	2023年6月23日 (金) (予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>3. 会計監査人</u>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(定員)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>(定員)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>15名以内とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>②～③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>②～③ (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>④当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>⑤前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条～第24条（条文省略）</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条</p> <p>当社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社</p>	<p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条～第24条（現行通り）</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条</p> <p>当社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条（現行通り）</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員</u></p>
--	--

<p>長各 1 名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(定員)</p> <p>第 33 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③当会社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ④前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>第 29 条 (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条～第 33 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>
---	---

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(監査役会の招集)

第36条

(削 除)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条

(削 除)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第38条

(削 除)

監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会の定める「監査役会規程」による。

(報酬等)

第39条

(削 除)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第40条

(削 除)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(新 設)

第6章 監査等委員会

(新 設)

(監査等委員会の招集)

第34条

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第<u>35</u>条</p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第<u>36</u>条</p> <p><u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会の定める「監査等委員会規程」による。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第<u>37</u>条</p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (現行通り)</p>
--	---

以 上